

住 宅 用 家 屋 証 明 書

租税特別措置法施行令

(イ) 第 41 条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第 42 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)

(a) 第 42 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋

年

月

日

(ハ) 新築

(ニ) 取得

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申 請 者 の 住 所	
申 請 者 の 氏 名	
家 屋 の 所 在 地	
取得の原因(移転登記の場合)	
家 屋 番 号	
備 考	

令和 年 月 日

埼 玉 県 本 庄 市 長 吉 田 信 解

(注 1) { }の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。
(注 2) 取得の原因については、該当するものを○印で囲む。